平成２３年（フ）第５９０号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目37番26号　ＧＡＲＤＥＮ昴212、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目26番４号
債務者　美容室ＭａｎａＭａｎａこと　杉浦真奈美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
静岡県磐田市東新町２丁目３番19号
債務者　阿部　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
熊本県人吉市宝来町14番地９
債務者　小森　俊介
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第２７３９号
神奈川県藤沢市城南１丁目15番37号
債務者　川野　卓也
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１０号
横浜市南区別所中里台24番１―108号
債務者　野口　雄平
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０２６号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番１―110号
債務者　木村　　斉
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８６０号
大阪府吹田市片山町４丁目５番23号
債務者　岩井　　優
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９６４号
横浜市泉区西が岡２丁目４番地７　ヴィラ西が岡Ａ―101
債務者　山田　伸子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７号
熊本県天草市牛深町3783番地９、住民票上の住所熊本県天草市久玉町2975番地
債務者　岩本　千尋
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第５２０号
岡山市北区田中629番地２　レジデンス十和Ｂ106号、旧住所岡山市北区奉還町３丁目16番６号
債務者　今福　幸宏
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５２号
岡山市北区中島田町２丁目４番10号　藤本裕次郎方
債務者　石橋　敬子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７２号
岡山市北区厚生町２丁目５番４号　アーバン椋木302号
債務者　鈴木あや子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８０号
岡山市南区浜野３丁目21番33号　仲座方
債務者　高場枝梨華
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８５号
岡山市北区御津金川334番地26　中下コーポ201号室
債務者　岡部　美奈（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２９号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目３番２号
債務者　西野　千晶
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３１号
岡山県高梁市落合町阿部2290番地１
債務者　山本　洋子（旧姓妹藤）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部